

# I 男女共同参画の推進状況

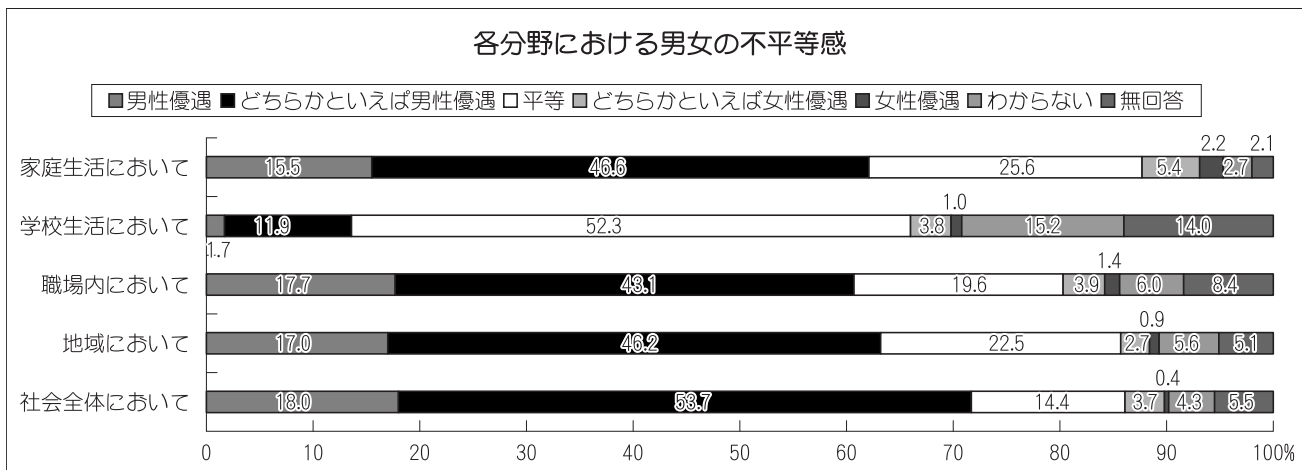
## 基本目標 1 男女共同参画社会を形成するための意識改革

### 重点目標 1 男女平等意識の醸成

#### (1) 男女共同参画へ向けた県民意識の形成

『学校生活において』は「平等」の割合が高いが、その他の分野では「男性優遇である」（「男性優遇」と「どちらかといえば男性優遇」の合計）の割合が高くなっています。

H12年に実施した前回調査と比較すると、前回は「どちらともいえない」という中間的な選択肢があったため、「男性優遇である」の割合は全分野ともそれほど高くなかったが、今回は「どちらともいえない」を用意しなかったところ、前回に比べて「男性優遇である」と平等が全分野で大きく増加しました。



(資料：男女共同参画課 平成17年度「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」)

#### 男女共同参画推進のための「トップセミナー」

企業経営者、自治体首長等組織のトップ、組織の人事・労務担当者、一般県民を対象に開催しています。

※H14年度「男女共同参画社会の実現に向けて」 H15年度「女性の活躍で組織が変わる」

H16年度「これからの人材育成と活用」

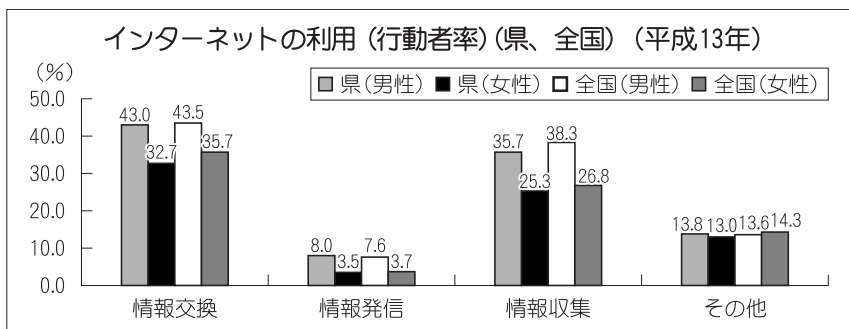
H17年度「組織活性化の鍵は“多様性(ダイバーシティ)”

H18年度「少子社会における組織の人材育成と活用」

#### (2) メディアにおける女性の人権の尊重

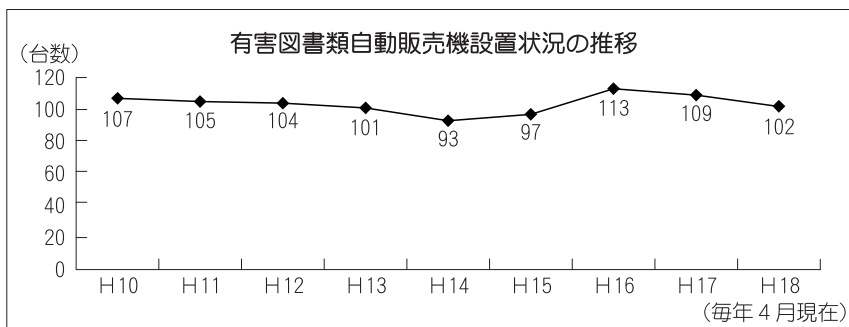
インターネットの利用は、いずれも男性の利用が多くなっています。

※行動者率＝  
 $\frac{\text{行動者数}}{\text{属性別の人口}} \times 100$   
 (10歳以上の人口)



(資料：総務省統計局 H13年「社会生活基本調査」)

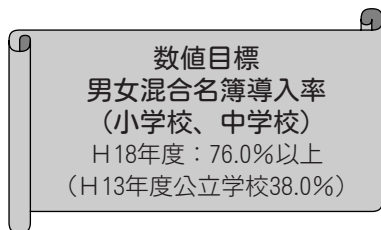
有害図書類自動販売機の設置台数は、H15年度、H16年度と増加したが、H17年度からは減少しています。



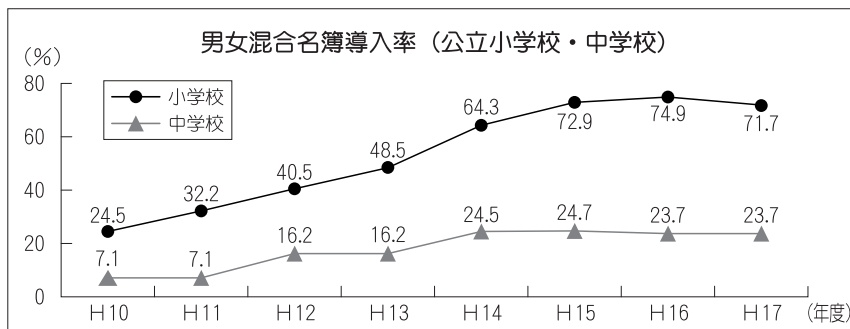
(資料：青少年課)

## 重点目標2 男女平等を推進する教育と学習内容の充実

### (1) 学校教育等における男女平等教育の推進

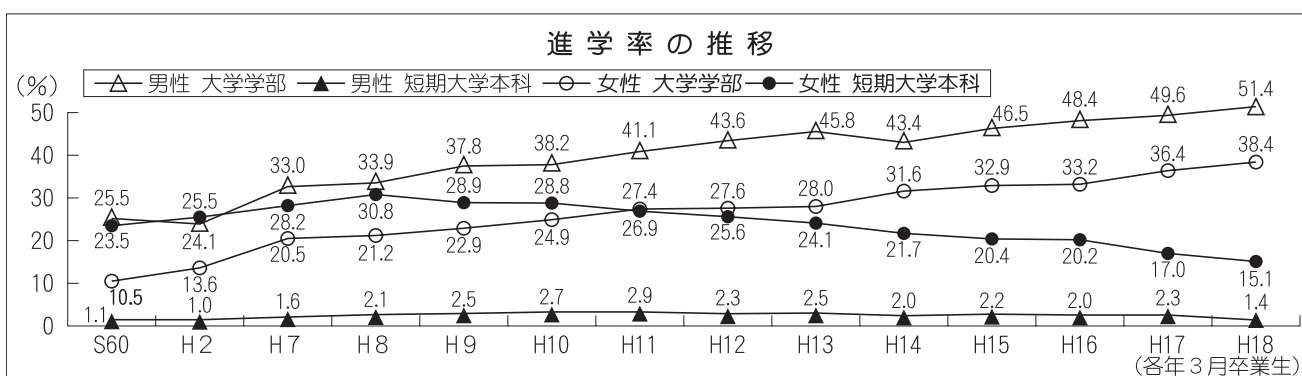


小中学校とも基準とするH13年度より増加していますが、H15年度以降横ばい傾向にあります。



(資料：山教組、義務教育課)

平成18年3月の高等学校卒業生の進学率は、男性の大学学部進学が51.4%、女性の大学学部進学が38.4%となっています。昭和60年3月卒業生と比較すると、男性の大学学部進学で25.9ポイント、女性の大学学部進学で27.9ポイント上昇しています。



(資料：教育庁総務課 教育便覧)

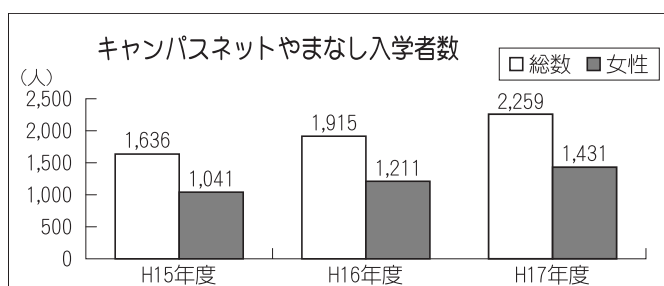
### (2) 家庭等における男女平等教育の推進

### (3) 生涯学習における男女平等教育の推進

「やまなしまなびネット」により、インターネットを通じて学習情報や学習機会等を提供しています。

また、「キャンパスネットやまなし」では、県民の生涯学習を総合的に支援しています。これまでの入学者の6割強が女性となっています。(各年度末の入学者総数)

(資料：生涯学習文化課)

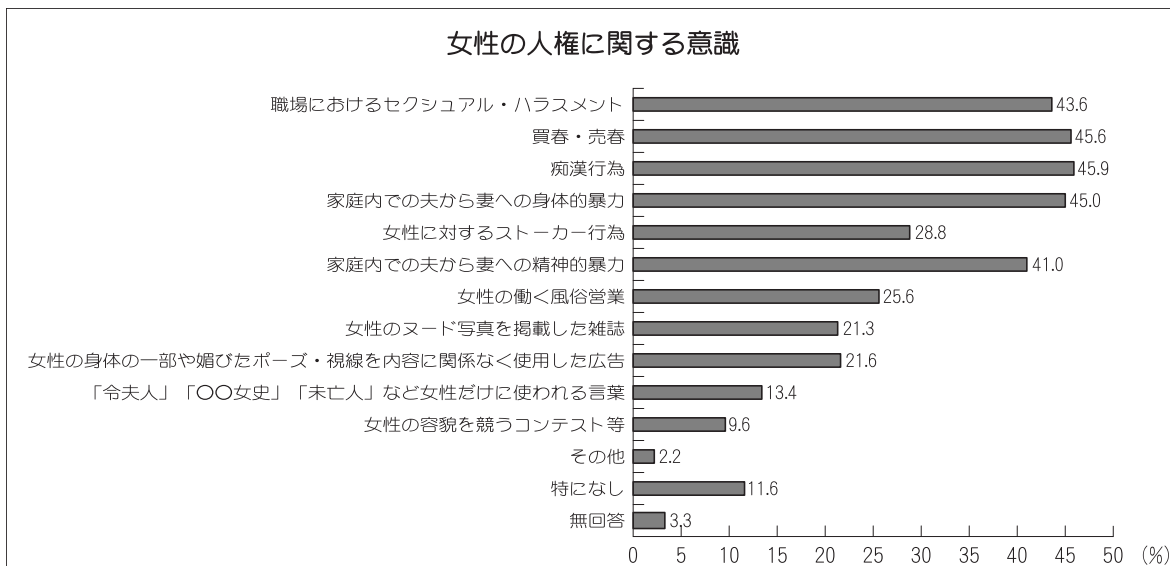


## 重点目標3 女性に対するあらゆる暴力の根絶

### (1) 暴力を根絶するための基盤づくり

女性に対する暴力は、人権尊重の基本理念を踏みにじり、男女共同参画社会の実現を阻害するものです。女性に対する暴力が根絶され、女性が一人の人間として尊重される社会環境づくりに向け、暴力防止の普及啓発や被害を受けた女性への支援を行っています。

女性の人権に関する意識では、「痴漢行為 (45.9%)」、「買春・売春 (45.6%)」、「家庭内での夫から妻への精神的暴力 (41.0%)」が多くなっています。

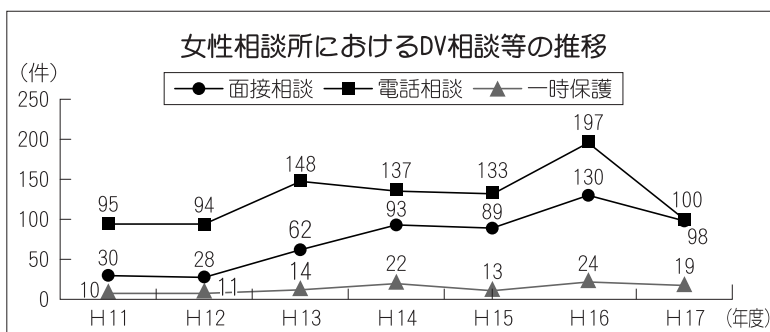


(資料：男女共同参画課 平成17年度「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」)

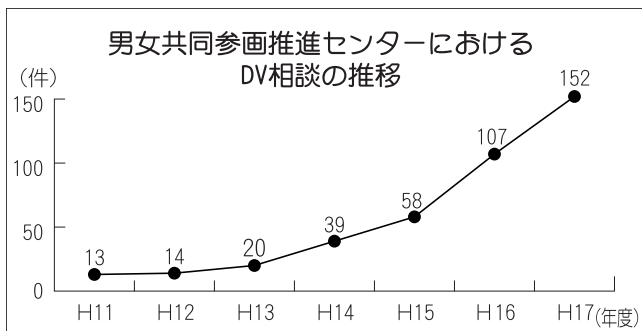
(2) 配偶者・パートナー等からの暴力の根絶

DVに関する相談は、県女性相談所、県男女共同参画推進センター、甲府地方法務局人権擁護課、各警察署で行っています。

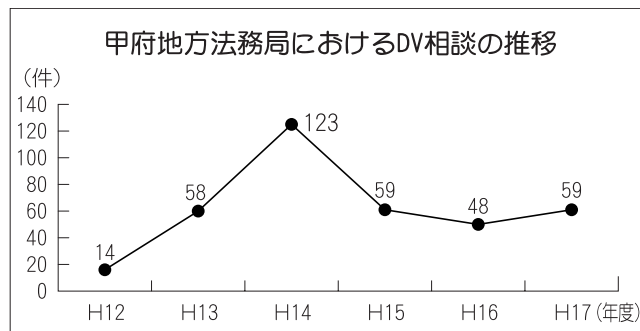
※ドメスティック・バイオレンスとは、配偶者・パートナー等からの暴力をいいます。



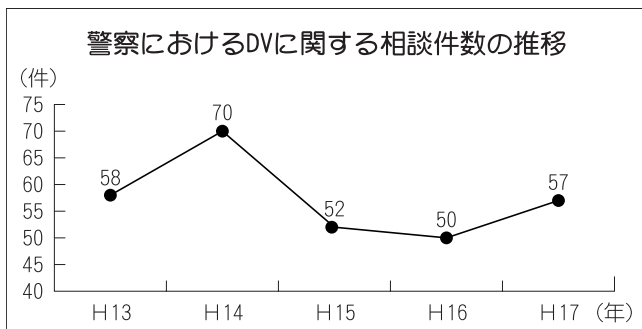
(資料：女性相談所 「女性保護事業のあらまし」)



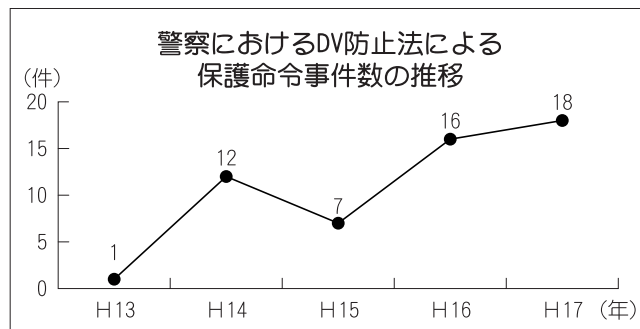
(資料：男女共同参画推進センター「業務概要」)



※平成12年8月から相談開始 (資料：甲府地方法務局)



(資料：警察本部生活安全企画課)



(資料：警察本部生活安全企画課)